

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国の責務の明確化等

一 国は、地方公共団体の責務が十分に果たされるよう必要な広域的な見地からの調整を行うとともに、都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。 (第四条第三項及び第二十三条の二関係)

二 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴かなければならないこととする。 (第五条の二第三項関係)

三 都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務は、生活環境の保全上特に必要がある場合と環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。 (第二十条)

四条の三関係)

第二 廃棄物処理施設整備計画の策定

環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、当該事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるよう留意しつつ、当該事業の実施の目標

及び概要を定める廃棄物処理施設整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする
こと。(第五条の三及び第五条の四関係)

第三 事業者の一般廃棄物処理の委託に係る措置

事業者は、その一般廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合には、一般廃棄物処理業者等に委託しなければならぬこととともに、政令で定める基準に従わなければならないこととする。 (第六条の二第六項及び第七項関係)

第四 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の手續等の適正化

一 廃棄物処理業の許可の有効期間の適正化

廃棄物処理業の許可の更新の申請があつた場合において、当該許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、当該期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。 (第七条第三項、第四項、第八項及び第九項、第十四条第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第十四条の四第三項、第四項、第八項及び第九項関係)

二 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の欠格要件の追加

廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の欠格要件として、廃棄物処理業等の許可の取消しの処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業等の事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しない者等を追加することとすること。

（第七条第五項第四号ホ及びへ、第八条の二第一項第四号並びに第十四条第五項第二号イ関係）

三 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の取消しの処分の一部の羈束行為化

廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者について、欠格要件に該当するに至つたとき又は違反行為等をし情状が特に重いとき若しくは事業停止等の処分に違反したときは、市町村長又は都道府県知事は、当該許可を取り消さなければならないこととすること。（第七条の四、第九条の二の二、第十四条の三の二（第十四条の六において準用する場合を含む。）並びに第十五条の三関係）

第五 廃棄物処理業等の許可に係る特例

一 環境省令で定める廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者（当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。）は、当該処理の内容、当該処理を行い、又は行おうとする者（その

委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）及びその者が有する施設が環境省令で定める基準に適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者を含む。）は、廃棄物処理業の許可を受けないで、当該認定に係る廃棄物の処理を業として行うことができることとする。 （第九条の九及び第十五条の四の三関係）

二 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類等を都道府県知事に届け出たときは、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができることとする。 （第十五条の二の四関係）

第六 報告の徴収及び立入検査に係る規定の拡充

市町村長若しくは都道府県知事又は環境大臣は、廃棄物であることの疑いのある物について報告の徴収及び立入検査ができるようにするとともに、環境大臣は、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む）

む。) を輸出した者について報告の徴収及び立入検査ができるようにすること。(第十八条並びに第十九条第一項及び第二項関係)

第七 措置命令等の規定の整備

廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときの当該支障の除去等の措置の命令及び当該措置に係る行政代執行に要した費用の徴収の対象者について、第五の一の廃棄物の広域的処理に係る特例の創設等に伴い所要の規定の整備を行うこと。(第十九条の四、第十九条の四の二、第十九条の六及び第十九条の七関係)

第八 罰則

廃棄物の不法投棄及び不法焼却の未遂罪を新設することとするほか、罰則について所要の措置を講ずること。(第二十五条、第二十六条及び第三十二条関係)

第九 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)
- 二 所要の経過措置を設けること。(附則第二条から第四条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二の制度について見直しを行うとともに、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第五条関係)

四 廃棄物処理施設整備緊急措置法を廃止することとするほか、関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第六条から第二十一条まで関係)